

島田川内水面漁業協同組合内共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、島田川内水面漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、及びかにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、たも網、投網、穴釣又は籠による遊漁の場合には口頭で、石倉の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を組合に提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、たも網、投網、穴釣又は籠による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、また石倉の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。

4 第1項の承認を受けた遊漁者は、直ちに、第8条第1項に規定する遊漁料を同条第2項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁種を対象としたイ欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規 模
あゆ、こい	投網	網目は15cmにつき14節以下
	たも網	網の直径は2m以下
うなぎ	石倉	1個について9㎡以内（石を組んだ延長線上の土手に名前を書いた杭を立てること）

かに	籠	籠の大きさ（高さ25cm、幅50cm、長さ50cm） 目合い（15cmにつき目合い8節以下） 籠数（1人5個まで） 籠に名前を記入した札をつけること
----	---	---

2 次に掲げる漁具又は漁法による遊漁をしてはならない。

夜間に投網を使用する漁法

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間
う な ぎ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間
か に	10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の公表はこの組合及びこの組合が委託する遊漁券販売所に掲示しておこなうものとする。

（禁止区域）

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
1 岩国市周東町乙井出堰から下流50mまで 2 周南市大字小松原大井出筏場堰から下流50mまで 3 光市島田新日鉄水源地八幡堰から下流50mまで	1月1日から6月30日まで

2 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄の期間中は、あゆ漁業を禁止する。

区 域	期 間
光市大字立野東荷川口右岸角と対岸を結んだ線から下流同市木ノ下橋上流端まで	9月20日から10月31日まで

（全長等の制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものはこれを採捕してはならない。

名 称	大 き さ
こ い	全長20cm以下
う な ぎ	全長25cm以下
か に	全甲幅4cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者が遊漁を行うときは、ア欄に掲げる水産動物ごとに、イ欄に掲げる漁具・漁法別に、ウ欄に掲げる区分により、エ欄に掲げる金額を組合に納付するものとする。

ただし、遊漁者が中学生以下若しくは肢体不自由者の時は無料とする。

また次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

ア 魚種	イ 漁具、漁法	エ 期間	オ 遊漁料
あゆ、うなぎ、 こい、かに	手釣、竿釣、穴釣、たも 網、籠	1日	1,000円
		1年	5,000円
	投網	1日	2,000円
		1年	5,500円
うなぎ	石倉	1年	1個につき1,500円 とする。

2 遊漁料は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣、たも網、投網、穴釣又は籠による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 島田川漁業協同組合事務所（岩国市周東町差川井堀1075番地24）

(2) その他組合の指定する場所

3 前項で指定する納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 注意事項

(5) その他参考となるべき事項

(6) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、次に掲げる区域内において、川底をかくはんしてはならない。
島田川立野橋から木下橋に至る区域
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子を着用するものとする。
 - （1）氏名
 - （2）有効期間
 - （3）注意事項
 - （4）その他必要な事項
 - （5）発行者名

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

（附則）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。